

2月定例教育委員会会議録

- 1 日程 平成31年2月13日(水)
- 2 場所 藤井寺市役所 7階 会議室701
- 3 案件
 - 会議録署名委員の指定について
 - 前回教育委員会会議録の承認について
 - 教育長の報告について
 - (1) 議案
 - 第6号 市議会提出案件について
 - ① 藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について・・・資料1(生涯学習課)
 - ② 契約の締結について(藤井寺市立小中学校空調PFI事業)
・・・資料2(教育総務課)
 - 第7号 平成31年度重点教育課題について・・・資料3(学校教育課)
 - 第8号 平成31年度教職員研修に関する方針について・・・資料4(学校教育課)
 - 第9号 藤井寺市放課後児童会条例施行規則の一部を改正する規則について
・・・資料5(生涯学習課)
 - (2) 報告
 - 第6号 教育委員会の後援名義等使用について・・・資料6(教育総務課)
 - 第7号 「第62回南大阪駅伝競走大会」の実施結果について
・・・資料7(スポーツ振興課)
 - 第8号 平成30年度 公民館まつりの開催について・・・資料8(生涯学習課)
 - 第9号 生涯学習センターの工事関係について・・・(生涯学習課)
- 4 出席者

教育長	多田 実
委員(教育長職務代理者)	藤本 英生
委員	糸野 聡史
委員	福村 尚子
委員	足立 敦子
- 5 事務局出席者 教育部長、教育部理事兼次長、教育部次長、教育部副理事兼図書館長、教育部副理事兼学校教育課長、教育総務課長、文化財保護課長、生涯学習課長、スポーツ振興課長
- 6 書記 教育総務課主幹兼チーフ

午後2時00分 委員会開会を宣して日程に入る。

○教育総務課長

会議に先立ちまして、事務局から本日の傍聴者の報告をさせていただきます。藤井寺市教育委員会傍聴人規則に基づき、傍聴希望者を募集したところ、本日は傍聴

希望者がおられませんでした。

それでは、教育長よろしく願いいたします。

○教育長

只今から、平成31年2月定例教育委員会議をはじめます。委員の皆様には臨時教育委員会議に引き続いてのご出席ありがとうございます。

それでは、本日の会議を進めさせていただきます。

はじめに、本日の会議録の署名委員ですが、糸野委員よろしく願いいたします。

続きまして、前回平成31年1月の定例教育委員会会議録について、ご承認いただけますでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

では、承認いたします。

続いて、教育長より報告させていただきます。

本日は、2点について報告させていただきます。

1点目、表彰に関することでございます。藤井寺西小学校が、公益財団法人日本学校保健会が主催する平成30年度全国健康づくり推進学校表彰で、優良校として認定され、2月2日に東京都文京区の日本医師会館で行われた表彰式と記念品の授与式に杉田校長先生が出席し、表彰を受けてまいりました。

授賞理由としては、児童による保健委員会活動で日々の清潔検査など主体的、継続的な活動が評価されたとのことでございます。

2点目ですが、給食関係の報告をさせていただきます。まず、給食組合議会に関する報告でございます。去る、2月1日に給食組合議会が開催され、平成30年度補正予算と平成31年度予算について審議され、可決されました。新規の内容として、補正予算では、調理上の暑さ対策として、スポットクーラー増設のための予算が認められました。平成31年度予算においては、給食センターの耐震診断業務委託の予算が認められました。

次に、給食組合教育委員会会議に関する報告でございます。昨日、給食組合教育委員会議が開催され、給食費の改定も含まれている平成31年度の給食事業について、承認されました。給食の回数は平成30年度と同じです。

以上、教育長報告とさせていただきます。

それでは、議案に移ります。本日は議案が4件、報告が4件でございます。

会議次第に従い進めさせていただきます。議案第6号 市議会提出案件について①藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、生涯学習課長、提案説明をお願いします。

○生涯学習課長

市議会提出案件について①放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、説明申し上げます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営については、厚生労働省令をもとに条例

で基準を定めておくことが求められております。

本市においても条例を制定し、平成 27 年度より施行しておりますが、その条例中にある放課後児童支援員の基礎資格について、学校教育法の改正に伴い、厚生労働省令も改正されたことから、今回、市議会に条例改正案を提出しようとするものです。

具体的には、学校教育法の改正により、専門職大学が設置されるようになることから、条例第 11 条第 3 項の第 5 号中にその旨の記載を追記したものでございます。

以上が、市議会提出案件①放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての要旨でございます。

宜しくお願い申し上げます。

○教育長

ありがとうございました。

ただ今の説明で、関係法令の改正に伴う条例改正ということでございます。特に質問等はよろしいでしょうか。

無いようですので、提案どおり承認ということによろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

それでは、提案どおり承認します。

続いて、議案第 6 号市議会提出案件について②契約の締結について（藤井寺市立小中学校空調 P F I 事業）について教育総務課長、提案説明をお願いします。

○教育総務課長

議案第 6 号市議会提出案件について②契約の締結について（藤井寺市立小中学校空調 P F I 事業）説明させていただきます。資料 2 をお願いします。

本案は、平成 30 年 7 月 20 日付で入札公告を行い、公募型プロポーザル方式にて事業者を選定した藤井寺市立小中学校空調整備に伴う PFI 事業について、事業契約を締結するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 12 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この事業は、市立小中学校 10 校に空調を設置するための設計、施工、工事監理及び 12 年 7 か月間の維持管理を含めておりますので、契約期間は契約締結の日から 13 年後の 3 月 31 日まで、契約金額は、維持管理費 2 億 5,909 万 2,483 円、空調設備購入費 9 億 3,038 万 5,524 円を併せて、11 億 8,947 万 8,007 円になります。

契約の相手方は、株式会社東海テックを代表企業とし、株式会社タカダ、株式会社辻中、株式会社桂設計の 3 社を構成企業として設立された特別目的会社である藤井寺学校空調整備株式会社になります。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○教育長

ありがとうございました。

ただ今の説明について、質疑等はございますか。

○委員

昨年の夏の暑さは非常に厳しかったので、藤井寺でも小中学校の普通教室に一斉にエアコンをつけていただけるのは、本当に良かったと思います。3月の市議会で議決を求めるとなると、契約後、あまり工事期間がなくて大変だと思いますが、エアコンの設置は今年の夏に間にあうのですか。

○教育総務課長

本事業の募集段階では夏休み中に施工を完了し、9月からの使用を想定していましたが、事業者からは工事の前倒しの提案もいただいています。

今後、業者と具体的な協議をしていく中で、施工業務についても、これまでの数多くの経験を元に学校への影響がなるべく少なくなるように配慮いただきながら、できるだけ早い時期から使用できるような検討もしていきたいと考えています。

○教育長

はっきりした結論は、まだ今の段階では出ていないようです。委員よろしいでしょうか。他にご質問はございますか。

○委員

先ほどの説明の中にありました維持管理というのは、何をしてもらおうのでしょうか。

○教育総務課長

空調設備を長く大切に使用することは資源やエネルギーの節約になります。本事業での維持管理業務は「定期点検・フィルター清掃・フロン排出抑制法（簡易及び定期）点検」等の保守点検、「24時間遠隔監視」によるモニタリング及び各種報告書提出とそれを受けて適切な運用を促すための改善計画作成、維持管理定例協議会の開催、故障等発生時の対応等を行います。空調設備を常時最適な状態に保つことで、機器の長寿命化を図ることができ、事業期間終了時において空調設備の性能を確保します。

○教育長

よろしいですか。他にご質問はございますか。

では、無いようでございますので、提案どおり承認するということでよろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

それでは、議案第6号市議会提出案件について②契約の締結については提案どおり承認とします。

では、次にまいります。議案第7号 平成31年度重点教育課題についてでございます。この重点教育課題につきましては、校園長が次年度の学校運営計画をたてるにあたって、教育委員会の方針等を踏まえて作成していただく必要があるため、今月の定例教育委員会会議でご決定いただき、3月の校長会議で示したいと考えております。それでは、学校教育課長、提案説明をお願いします。

○学校教育課長

《資料3「平成31年度 重点教育課題」に基づいて、要旨を説明する。》

○教育長

ありがとうございました。特に表紙の部分について詳しくご説明いただきました。関連した内容についても詳細に説明いただきましたが、何かご意見ご質問等ございますでしょうか。

○委員

今年度の重点課題の中の「学校スタンダードづくり」とはどういうことですか。具体的に教えていただけますか。

○学校教育課長

お答えします。学校で行われている様々な教育活動について、各学校で標準を設定し、教職員が組織として取り組む事ができるようにするものでございます。

例えば、「授業のスタンダード」といいますと、算数や数学の授業の進め方で「めあて」「思考」「共有」「まとめ」「振り返り」というように、教育活動の基本形をつくり、その形を基本として、授業を展開する事を言います。こうすることによって、校内研究を進めて行く上でも、教職員が同じ視点で、授業を見ることができ、組織的な研究の推進を図ることができます。

その他の教育活動におきましても、一定期間毎のPDCAサイクルを確立し、着実に進歩するための組織的な改善に取り組む事ができるということで、「学校のスタンダードづくり」ということを目標とさせていただいております。以上でございます。

○教育長

ありがとうございました。学校としての一つの標準を設けて、どの先生もそれを元に一つの目標に向かって取り組んでいくと。そうすることによって、どの子にも期待する教育成果が得られるという部分だということだと思います。委員よろしいでしょうか。では、他にご質問はございませんか。

○委員

現在、新聞やテレビのニュース番組等で大きく取りあげられている、子どもの虐待の問題について、教育委員会や学校等の教育関係機関の責任はやはり大きいと考えています。この大きな責任を果たすための方策をどのように考えているのか、教えていただけますか。

○学校教育課長

重点教育課題 9 ページの⑦に、学校に対して指導助言事項として明記させていただいております。園児、児童、生徒の生命を第一と考え、虐待を発見した場合やその疑いのある場合には、速やかに通報を行います。

また、通報後は、教育委員会、子ども家庭センター、市部局（こども健康部子育て支援課）、学校と連携し対応していくということで、何より子どもの生命第一にしていてもらいたいということを、学校に指導してまいりたいと考えております。

○教育長

今回の千葉県野田市の事案においても、2 回目の一時保護を解除するにあたっての対応で子どもが結果として命を失うという結果になったことが報道されていることを考えれば、我々関係機関が特に連携して取り組むにあたって、園児、児童、生徒の命、安全を第一にというところに焦点化して事を進めることが大事だし、このことについては、誰も否定する者がいないというふうに思います。そういうことでの一つの提案となっております。よろしいでしょうか。では、他に質問等はございませんか。

○委員

平成32年の小学校の英語教科化に向けて取り組んでいただいておりますが、中学校の英語教育については、どのような対応を考えているのか、教えていただけますか。

○学校教育課長

重点教育課題の8 ページ、課題3にも記載させていただいておりますが、もう少し詳しく説明させていただきます。小学校の外国語教育との円滑な接続のために、小学校3年生から中学校3年生までの7年間の英語力の評価指標いわゆる CAN DO リストを作成し、子どもたちの成長を長期に継続して見取ってまいります。その上で、新学習指導要領で示されている、中学校の英語指導における5つの領域をバランス良く指導する事に取り組んでまいります。そのためには、ALT を効果的に活用したり、視聴覚教材を効果的に活用してまいります。また、授業は全て英語で行うことを基本とし、生徒が英語にふれる機会を充実させ、自然と英語を使ってコミュニケーションを取るような、言語活動の充実に、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○教育長

委員、よろしいでしょうか。では、他にございませんか。

○委員

いじめについては、社会を上げて取り組んでいますが、痛ましいニュースがなくなることはないのが現実です。藤井寺市としての、いじめに対する取組みを、教えていただけますか。

○学校教育課長

重点教育課題の14ページと15ページにかけて【いじめ防止】について学校に対して指導助言事項として明記させていただいております。

やはり「いじめ」は、重大な人権侵害事象で、根絶すべき教育課題であり、学校組織が一体となって取り組み、「未然防止」「早期発見」「早期対応」「継続的な支援」に努めることが大切であると考えております。

ただ、近年はスマートフォンを利用した SNS 上でのトラブルに代表される、見えにくい「いじめ」が増えております。各校で児童・生徒一人ひとりに寄り添って、実態を踏まえた指導を行い、児童生徒や保護者から「いじめ」による重大な事態である旨の申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして、必ず教育委員会に連絡するとともに調査に当たることとしております。

○教育長

委員よろしいですか。

○委員

はい。いじめは無いのがいいですね。

○教育長

児童生徒や保護者から重大事態ですと申し立てがあれば、それは、重大事態が発生したものとして、教育委員会への連絡とともに、学校としても調査にあたらなければならないということで、申し立てそのものが重視されるということで、少しでも未然防止に努めるということでございます。

他に質問はよろしいでしょうか。無いようですので、提案どおり承認することよろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

それでは、議案第7号 平成31年度重点教育課題については提案どおり承認します。

では、次の議案にまいります。議案第8号 平成31年度教職員研修に関する方針について、学校教育課長、提案説明をお願いします。

○学校教育課長

〈資料4「平成31年度 教職員研修に関する方針」に基づいて、要旨を説明する。〉

○教育長

ありがとうございました。教職員研修に関する方針についての説明でございます。何かご質問等ございますでしょうか。

○委員

今の説明で、研修の方針については、よくわかりました。では、具体的な研修内容について、重点を置いた点を教えていただけますでしょうか。

○学校教育課長

重点を置く研修内容ですが、新学習指導要領のキーワードとなる「主体的・対話的で深い学び」を実現して「子どもたちが学校生活で様々な形で学ぶ喜びや、仲間とともに学ぶ喜び、自らを高め充実感を感じ、自己実現・自己肯定感とともに、逞しく生きていけるように」していくための授業を実施することとしております。

やはり今求められる力をつけるための授業には、教員の高い授業力が必要であり、そのためには、授業づくりを考える研修を実施していく必要があります。

今年度末で小中全ての学校の普通教室への、大型テレビやプロジェクターの整備が完了し、ICT 機器を活用していく基礎が整います。これらを有効活用しながら、各教科で先ずは「主体的・対話的な学び」が実現できる様に、教員が今まで行ってきた授業の教材研究をもう一度見直し、整理する機会をもつ研修にし、教員の授業力向上を図ることを中心に研修を行ってまいりたいと考えております。

○教育長

委員、よろしいですか。

資料を見せていただくと、『教育委員会が実施する研修の視点』ということで、15の研修を教育委員会が実施するという考えが示されています。かなり多岐に渡っており、量的にも多いように思いますが、それぞれ大事な現在の課題として取り組んでいかなければならない研修だと思います。特に『災害時における地域、行政が連携した対応』というあたりですね。近年の災害が大変多い状況の中で、昨年も学校を避難所として使用した結果も踏まえて、こういった研修内容も必要であると考えておられると思います。これら研修を、一つずつやっていくという方法もあれば、一つの研修活動の中にいくつかを取り込んで実施するというような対応も時として必要になってくるように感じます。そうした形で必要な研修を工夫して取り組んでいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、この件について提案通り承認ということでよろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

では、議案第8号 平成31年度教職員研修に関する方針については、原案の通り承認します。

では、次の議案にまいります。議案第9号 藤井寺市放課後児童会条例施行規則の一部を改正する規則について、生涯学習課長、提案説明をお願いします。

○生涯学習課長

議案第9号 放課後児童会条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。

放課後児童会条例施行規則について、次の3点の改正をしようとするものです。

まず、1点目は、幼稚園条例の改正に伴い、道明寺幼稚園川北分園が廃止されることから、同じく第2条関係の別表中のたけのこ学級川北分園で使用している施設名称を変更しようとするものです。

2点目は、先月の定例教育委員会会議でもお伝えしましたが、放課後児童会への入会希望者が増えていることから、入会審査を明確にさせるため、入会審査等にかかる事務取扱要領を制定いたしました。これにより要領が定める基準により入会を決定することとなりますが、例えば、夏休み期間のみの入会を希望している保護者が、平素は必要がないにも関わらず入会申請をし、その後、欠席することによって定員枠を埋めてしまうことがあれば、すぐにでも入会したい児童が円滑に入会できず、待機の期間が長くなることが予想されることから、これまで規則第9条第1項の第3号で規定していた長期欠席制度を廃止しようとするものです。

3点目は、藤井寺北小学校・なかよし学級で全学年受入を開始するにあたり教室の数が不足することから、1教室を学校と共用する形で増加させ、第2条関係の別表に追加しようとするものです。

以上、宜しくお願い申し上げます。

○教育長

ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質問等ございますでしょうか。

○委員

施行規則の改正で長期欠席制度を廃止されることの説明を伺いましたが、制度がなくとも長期にわたり欠席する状況は想定されるように思います。そうしたことがあった場合、担当課としてはどのように対応されるのでしょうか。

○生涯学習課長

お答えします。委員ご指摘のとおり、制度の有無にかかわらず、長期欠席をする事例はあるものと想定しております。正当な理由なく、長期にわたり欠席をする児童がいる場合で、当該学級に待機児童がある場合は、欠席児童の保護者に対し、退会を勧告するなどして、必要度の高い児童が速やかに入会できるよう運営してまいりたいと考えております。

○教育長

委員、よろしいでしょうか。

実際、難しい面も現実にはあるかもしれませんが、そこは工夫して、相手の思いを聞きながら、丁寧に対応していただくようお願いいたします。

他によろしいでしょうか。無いようですので、提案どおり承認ということでよろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

それでは、議案第9号 藤井寺市放課後児童会条例施行規則の一部を改正する規則については、原案どおり承認します。

それでは、引き続き報告案件に入ります。

報告第6号 教育委員会の後援名義等使用について、教育総務課長お願いします。

○教育総務課長

資料6をお願いいたします。

教育委員会の後援名義等の使用につきまして、平成31年1月に使用承認の専決処理をした事業は、7件でございました。

以上、藤井寺市教育委員会後援名義等に関する規程第3条第2項に基づき報告させていただきます。

○教育長

よろしいでしょうか。

では報告ということですので、次に参ります。報告第7号「第62回南大阪駅伝競走大会」の実施結果について、スポーツ振興課長お願いします。

○スポーツ振興課長

報告第7号「第62回南大阪駅伝競走大会」の実施結果について、ご報告させていただきます。資料7をご覧ください。

毎年恒例となりました南大阪駅伝競走大会が今年度で第62回目を迎え、2月3日（日）に、富田林市のパーフェクトリバティエー教団のご厚意によりまして同教団本庁内コースで開催いたしました。

今大会につきましては、申込みベースで総勢195チーム、1,467名の選手が参加し、藤井寺市からは、4部門に13チーム、107名が参加しました。

藤井寺市から参加されたチームの成績はお手元の資料のとおりでございます。

主だった成績をご報告いたしますと、総合優勝のみが表彰対象となります混成の部に参加された、藤井寺ランナーズAチーム（市内小学校教職員によって構成されたチーム）におかれましては、当日参加された混成の部の中で第3位という見事な成績を収められました。

以上で「第62回南大阪駅伝競走大会」結果についての報告とさせていただきます。

○教育長

ただ今の報告について、何か質問等はございますか。

混成の部で藤井寺から参加されたチームが第3位という非常に優秀な成績だったと思うのですが、これについては、表彰が無いのですね。同じように頑張った立場から言うと、やはり同じように表彰として扱ってもらえないかという声もあるやに聞いています。混成チームについては結果発表はありましたが、表彰はしない理由というのは、時間的なこととか、これまでの経過とか何かあるのですか。

○スポーツ振興課長

混成の部という部門は、南大阪駅伝大会の長い歴史の中でももともとは存在しなかった部門でございます。これまでは雪等による中止もなく、毎年、良い環境の下で実施しており、参加を希望される方が増加の一途をたどったという経緯がございます。そのような中、参加したいが、定められた部門に出場するには年齢、性別が揃わないという要望もございまして、それならば、年齢、性別の壁を取り外した混成の部というものを設定することによって、トータル的な参加チーム数の底上げを図ろうというのが元々の趣旨でございました。その際、条件が異なってくるので、表彰の対象にするのはいかなるものかということで、始まったものでございます。当初は総合優勝すらなく、参加チームそれぞれの記録は出しますということで行っておりましたが、すべてのチームが走った中で、混成であっても、1番になったのであれば、総合優勝だけは表彰しようということで、長年実施しているものであります。

今、ご指摘がありましたように、混成の部であっても、同じ距離を走っているということでございますので、改めて、南河内地域のスポーツ担当部局が集まる会議がございますので、こういったご提案があったということを申し伝えていきたいと思っております。

○教育長

どうぞよろしくお願ひいたします。

他によろしいでしょうか。それでは、次にまいります。報告第8号 平成30年度公民館まつりの開催について、生涯学習課長お願ひします。

○生涯学習課長

報告第8号 平成30年度公民館まつりの開催について、ご説明申し上げます。資料8に開催要項を添付しております。毎年、1年間を通じて、公民館講座の文化講座で1年間学んでこられた方の成果発表の場ということで、毎年3月に公民館まつりを開催させていただいております。本年につきましては平成31年3月7日（木）から10日（日）までの間で作品展示を行い、実技発表は3月10日（日）に視聴覚室において行います。展示は1階と3階の展示スペースを使います。委員の皆さまにもご案内を差し上げておりますので、お時間が許す限りご参加いただければと思います。特に文化教室の合同の閉講式を3月10日に行い、かなりの人数の方が集まって1年間の結果と公民館長からの講評等がございます。1年間真剣に取り組んでおられるのがよくわかる場ですので、この閉講式の方も合わせてお時間の許す範囲でご参加いただければと思います。

以上でございます。

○教育長

ありがとうございました。公民館まつりの実技発表については、今年はフラダンスが無くなったんですね。

○生涯学習課長

はい。今年は受講生が少なく、開講できませんでした。

○教育長

手品だけになったのですね。今の説明にもありましたが、お時間が許すなら、ご参加いただければと思います。合同閉校式の中で、各文化教室の生徒の皆さんが自分たちのお世話になった先生に対して、一言コメントをおっしゃるんですね。それが、なかなか心にささると言いますか、そういう様子もみられます。そんなことで、ご都合がつけば、ご参加いただければと思います。よろしくお願いします。

では次にまいります。報告第9号 生涯学習センターの工事関係について、生涯学習課長をお願いします。

○生涯学習課長

資料はございませんので、口頭のみとなりますが、市立生涯学習センターの工事関係についての現況報告をさせていただきます。

まずは、利用者の皆さまに駐車場等で大変ご不便をおかけしております外壁工事ですが、現在は周りを囲っていた足場も解体し、工事主管課による各種確認・点検を行っています。駐車場については5日後の18日から元の状態に復旧できる予定でございます。

次に、2月25日から2階のバルコニー床改修工事が始まります。東の駐車場の一部が利用できないことと、南面の大階段を通行禁止にすることについては、引き続き利用者の皆さまにご不便をおかけすることとなります。こちらの工事については、現在の予定ですと3月15日を目途に終了できると請負業者である第一防水工業から聞いております。

以上、ご報告とさせていただきます。よろしくお願いします。

○教育長

ありがとうございます。ただ今の生涯学習センターの工事関係の報告について、何かご質問等はございますか。よろしいですか。

是非、安全に気を付けて、特に子どもたちがまきこまれないようによろしく願います。

では、以上で本日予定しておりました案件は終了となりますが、本日の会議全体を通して、何かご発言があればよろしく願います。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもって2月定例教育委員会議を終了させていただきます。円滑な進行にご協力いただきありがとうございました。

会議事項が終了したので、閉会を宣する。

午後2時50分